

重要なお知らせ！！

「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（特例）」の廃止について

北海道労働局長登録教習機関
（公社）北海道労働基準協会連合会

平成31年4月1日から、当連合会の本部、各支部において実施してきた「酸素欠乏危険作業主任者技能講習」（2日間）と、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（特例）」（1日間）は廃止することとし、実質的にこれにかわる講習として「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」（3日間）を実施することといたしますのでお知らせします。

従いまして、これまでに「酸素欠乏危険作業主任者技能講習」のみを受講されている方で、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（特例）」の資格が必要な方につきましては、本年度中に「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（特例）」を受講されるようお勧めします。

カリキュラム例

1日目 学科

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1 酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急蘇生に関する知識 | 3時間 |
| 2 関係法令 | 2.5時間 |

2日目 学科

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 3 酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識 | 4時間 |
| 4 保護具に関する知識
(学科修了試験) | 2時間 |

3日目 実技

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1 救急蘇生の方法 | 2時間 |
| 2 酸素及び硫化水素の濃度の測定方法
(実技修了試験) | 2時間 |

計 15.5時間

なお、平成31年度の1年間は暫定的に「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（特例）」を必要に応じて実施する予定です。